

小田原

広報

まちづくり情報誌

2005

3/1

1986年創刊



巻頭特集

今こそ、「生きる力」を!



今こそ、「生きる力」を!

いま教育の現場では、単に知識や技能を教えるだけではない、子どもたちに必要な「生きる力」をはぐくむ教育に取り組んでいます。

それでは、「生きる力」とは具体的に何でしょうか。文部科学省では、「生きる力」を、知識や技能に加え、「自ら学び考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する『確かな学力』、自らを律し、他人と協調し、人を思いやる、豊かな人間性、たくましく生きるための『健康や体力』の三つの要素からなる力」と説明しています。本市が昨年4月に制定した「小田原市教育都市宣言」でも、「生きる力」の育成を最も大切なことの一つに挙げています。

この「生きる力」の育成を目指して、学校では、教育の内容や方法を工夫し、個に応じた指導の充実や、体験的、問題解決的な学習の充実に努めるなど、特色ある学校づくりを進めています。

また、教育委員会としては、学校の通学区域や学期など学校制度のあり方の検討や見直しを行うとともに、学校施設など教育環境の整備について、新しい学習理念を取り入れた、学びやすい環境づくりなどに取り組んでいます。

市立小中学校の 通学区域を弾力化します

市では平成15年11月に、小田原にふさわしい通学区域(学区)を調査、研究するため、「小田原市学区審議会」を設置しました。

審議会では、保護者などが満足し、児童・生徒が楽しく安心して通学できるように、「学校選択制」の導入などについて検討を行ってきました。昨年7月には、学区制度や学校選択制について、市民の皆さんや学校現場の意見を幅広く聞くため、学区制度に関するアンケートを実施。このアンケート結果も踏まえ、さまざまな角度から審議が進められ、2月9日に教育委員会へ答申書が提出されました。

答申内容は、「地域と学校のつながり

を大切なものと考え、学校選択制の導入は見送ることとするが、各家庭の事情や保護者・児童生徒の要望に応えられるよう、通学区域をもっと弾力的に広げた方がよい」というものでした。

市教育委員会では、この答申を受けて、一定の理由がある場合に、指定された学校以外への通学を認める通学区域の弾力的運用の許可基準や許可期間の見直しを行い、4月1日から、左表のとおり実施することとしました。

平成17年度から変わる指定変更の許可基準

※市内の小中学校間で指定校以外の学校に通学する場合

事由	具体的な内容	許可期間
一時的転居	新・改築などで一時的に学区外に居住する場合	従前のおり(申請期間)
転居	学区外に転居したが、転居前の学校に通学する場合	許可期間を卒業まで延長
転居予定	家屋の新・改築、購入や借家への入居により、転居することがはっきりしている場合	従前のおり(転居予定日まで)
両親共働きなど	両親の共働きなどにより、登校前や下校後に児童生徒の養育が困難な場合	許可期間を中学校卒業まで延長(1年ごとに更新)
店舗等経営	学区外に住居登録があり、居住しているが、学区内で店舗などを経営していて、そこが下校後の児童の生活圏である場合	許可期間を中学校卒業まで延長(1年ごとに更新)
兄弟姉妹同一校通学	既に兄弟姉妹が許可を受け指定された学校以外の学校に通学しているため、兄弟姉妹と同じ学校に通学する場合	卒業まで
教育的配慮	上記以外で、病気、精神的理由、家庭の理由、そのほか教育的配慮が必要と思われる場合	必要と認められる期間

「学校選択制」とは？

平成12年に東京都品川区が実施して以降、各地で導入する自治体が増えていきます。実施形態としては、

- ①市内のすべての学校から選択可能
 - ②市内をいくつかのブロックに分け、そのブロック内で学校の選択が可能
 - ③学区による指定校と、隣接した学校からの選択が可能
- の三つの方法があります。

「学校がそれぞれの特色づくりに取り組み、活性化する」「保護者の学校への関心が高まる」などのメリットがある一方で、「学校間格差が生じる」「学校と地域の関係が希薄になる」などのデメリットも指摘されています。

今こそ、「生きる力」を!



学校2学期制導入に向けて

平成14年度に始まった完全学校週5日制により授業時間が減ったことから、児童・生徒の学力低下を心配する声が出るようになり、注目され始めた学校2学期制。今年度県内では約半数の学校が2学期制を実施しています。

2学期制には、始業式、終業式などの回数が減り年間の授業数を増やせるとともに、一つの学期が長くなることで、子どもたち一人一人に応じて学習の過程や達成度をじっくりと見取り、指導ができるなどの利点があります。

そこで、本市は今年度、小学校5校と中学校1校を研究実践校として、学校2学期制を行い、各校が創意工夫を生かした教育課程の編成などに取り組んできました。研究実践校では、学習指導の充実や基礎、基本の定着を図ったり、細かい評価を伝えるための「あゆみ」「ステップアップカード」の発行や教育相談を行ったりするなど、さまざまな取り組みをしています。



もたちの学校生活の充実と学力向上を目指す上で大きな効果が期待できると考えています。

学校2学期制の導入に向け、教育活動の見直しや工夫をするとともに、2学期制の趣旨などについて保護者や市民の皆さんにさらに理解されるよう努めます。

今後、教育委員会会議の中で、今年度の研究実践校における成果や課題、また、学校2学期制研究協議会の報告を踏まえ、早い時期に方向性を示したいと考えています。

地域と連携して

青少年健全育成対策本部の活動

平成15年12月に警察署や児童相談所などの関係行政機関や市民団体などと連携し、青少年が犯罪に巻き込まれたり、犯罪を起したりしないよう、市青少年健全育成対策本部を設置しました。

対策本部では、毎週土曜日に小田原駅周辺など市内2か所の重点区域での街頭指導や地域の育成会組織を中心としたイベント会場での特別街頭指導などを行っています。



● 青少年課 ☎ 33 1 7 3 6

また月1回、市内の違反屋外広告物を取り外しています。

オレンジ色のジャンパー姿のグループが声かけをしながら巡回している姿を見かけたかたも多いと思います。皆さんもぜひこの活動にご参加ください。



花は必ず咲く



市教育委員会
委員長
安藤實英さん

私は長い間、不登校、ひきこもり、そのほか問題行動のある子どもたちやその親と共に歩んできました。それは親自身が決して素敵な青少年期を送れたわけではなく、それとは正反對な時期を送ってきた自戒から、こぼれ落ちようとする子を黙って見ていられないからです。

私の信念は、「花は必ず咲く」ということです。どこかで、自らに目覚めてさえくれば、必ず花は咲くのです。人間も植物と同じで、夏に咲く花もあれば、秋に咲く花もあります。遅い、早い、差こそあれ、季節の風にあたれば、花は必ず咲いてくれるのだと私は信じています。親や先生の早く花を開いてほしい気持ちはよく分かります。しかし、子どもはいろいろな可能性を秘めた種を持っている。「そんなに急ぎません」と、私は言っています。人生80年の時代です。2年や3年遅れたからといって、人生の大勢には、さして差などはないのです。

そして、花の咲く時期が遅かろうが、また仮に小さな花であろうが、咲いたら愛でてあげたいと思います。

白山中学校の校舎をリニューアル！

「生きる力」を育てるため、いま教育の現場では、新しい教育理念のもと、「総合的な学習の時間」など多様な学習活動が行われています。しかし、市内の学校施設のほとんどが建設後20〜30年を過ぎて老朽化が進み、このような多様な学習活動に対応できないなどの課題が生じています。

そこで、市では平成13・14年度、校舎などの状況調査や既存施設の有効活用などを検討。その結果を踏まえ、15

年度には、市立小中学校校舎リニューアル整備計画を策定しました。

校舎リニューアルのモデル校としては、市内で最も古い校舎を持つ白山中を選定。生徒、学校はもちろんPTAや地元自治会による検討結果を基に整備を進め、第1期工事が昨年10月12日に完成しました。

この整備により、総合的な学習の時間や少年数学学習に対応できるラウンジや少年数学学習に利用できるラウンジ、生徒の休憩に使用できるラウンジ、不登校生徒の作業学習に利用できる物づくり室などが新たに設置されました。

来年度以降も、同校の整備を進めていくとともに、順次ほかの小中学校を対象とした整備にも着手していきます。



整備後(ラウンジルーム)



整備前(給食受入室)

今回は、制度や教育環境、地域と連携した取り組みから一部を紹介しました。このほかにも、市では、子どもたちの「生きる力」をばぐくむため、少年数学編成の充実や学

習実態調査、地域と連携した自然体験・社会体験など、さまざまな事業を実施するとともに、学校給食での食育教育や環境教育といった新しい試みにも取り組み始めています。



左から、ラウンジ活用委員会(学生会本部)の下澤さん、永松さん、金子さん

白山中学校生徒の声

「教室は、後ろにあったロッカーが廊下に移ったため、今までと比べてだいぶ広い感じがします」「ラウンジを造ってほしいという希望は生徒の中で一番多かったこともあり、昼休み時間など休憩によく利用されています」「ラウンジルームは、総合学習や少年数学授業に使われています。教室と違って、いすもないたため、少しリラックスした授業ができます。これからも、このラウンジルームやラウンジを大切にしていきたいと思っています」。

子どものこころの発達と生きる力

市教育委員会
委員長職務代理者
横田俊一郎さん

「大きくなったら何になりたいの?」と昔からよく聞かれたのですが、今の子どもたちは大きな夢を持っているでしょうか。夢は生きるための原動力の一つです。夢があるからこそやる気も起るし、頑張ることもできます。

子どもは社会の鏡です。現代の社会は物質的には豊かですが、地位やお金だけが評価の対象になる社会の中で、大人も夢を失ってしまっているのではないのでしょうか。

もう一つの原動力は、人間関係の中で生きる喜びです。人間は一人では生きていけない。世の中が便利になると、面倒な人付き合いはやめてしまいがちです。しかし、そのことが人間にとって一番大切なものを失っているということに気づくようではなりません。私たちが今こうして存在するのは、長い進化の歴史とさまざまな偶然の結果です。

子どもは私たちから産まれてきますが、私たちの所有物ではありません。種を保存するという生命の本質に立ち戻って、子どもたちにすべきことを考えてみる必要があると思っています。



だれもが 気持ちよく利用できる 病院を目指して

本市が平成14年度に行った「市民満足度重要度調査」で、市立病院は、「重要度は高いものの満足度は低い」という結果でした。満足度の低い最大の理由は「混んでおり、待ち時間が長い」ことでした。平成15年度の同調査では、重要度、満足度ともに向上したものの、院内に設置している「あなたの声」には、不満の声もいただいています。そこで、だれもが気持ちよく利用できる病院にするための取り組みを紹介します。

◎市立病院経営管理課 ☎34-3175 (内線)3604



※最初の土曜診療は4月2日からです。
また、月曜日から金曜日までの診療開始時間は15分早く、8時45分からとします。
受付時間は変わります。

※予約診療は行いません。小児科の携帯電話による予約診療も行いません。
※最新の土曜診療は4月2日からです。
また、月曜日から金曜日までの診療開始時間は15分早く、8時45分からとします。
受付時間は変わります。

土曜診療
診療日 毎月第1、第3、第5土曜日
受付時間 7時30分～10時
診療時間 8時45分～12時
診療科 心身医療科と麻酔科を除く全科(内科は一般内科のみ、専門科(内科は行いません))

市立病院では、「土曜日でも開院してほしい」、「待ち時間を短くしてほしい」とのご要望に応えるため、平成17年4月から次のとおり土曜診療を始めます。

土曜診療を開始 診療開始時間を 15分早めます



神経内科と 形成外科が できます

4月1日から神経内科と形成外科ができます。
神経内科は、脳や脊椎、神経、筋肉に生じた病気を診断・治療する診療科です。従来からこうした病気の診療も行っていました。新たに科名を掲げることで、脳血管疾患に不安を感じているかた、専門的な治療を望んでいるかたなどが来院されたと

き、どの診療科で診察してもらえばよいのかが分かりやすくなります。
また、専門的、効率的な治療を行えるようになります。なお、神経内科は、心療内科(メンタルヘルス、軽度のうつ、心身症などの診療科とは違います)でご注意ください。
形成外科は、顔面の外傷や骨折の整復、乳がんなどの悪性腫瘍切除後の再建、あざ・しみへのレーザー治療、ケロイドなどを取り扱う診療科です。
これまで、週に1日、専門の医師が来院し診療をしていましたが、新たに常勤医師を採用し、毎日診療することにより多くのかたに専門的な治療を効率的に行えるようになります。
また、入院を要するかたへの対応もできるようになります。



次の3つの目標を掲げ、全職員一丸

となって取り組んでいきます。

今後も、皆さんに愛される病院を目指します。

- ① 職員の態度・対応に関する苦情「0」を目指します
- ② 待ち時間を短縮します
- ③ だれにでも優しい施設に生まれ変わります



市立病院では、これからも皆さんに安心して受診していただけるよう、さまざまな改善に取り組んでいきます。

しかし、安全で安心できる医療を提供するためには、診療できる患者さんの人数に限界があります。

そこで、皆さんにはぜひ「かかりつけ医（ホームドクター）」をつくらせていただきたいと考えています。

自宅の近くで気軽に相談でき、場合によっては往診をしてもらえるようなかかりつけ医に、普段の身体の状態を把握してもらうことが大切です。

少し具合が悪いなど感じるときは、まずかかりつけ医に相談し、診療の結果、更に専門的な検査・治療が必要となったときは、紹介状をお持ちのうえ、市立病院にお越しください。

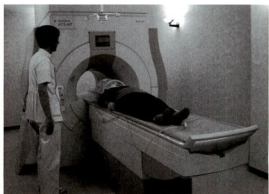
その際は、かかりつけ医からの連絡で、診療科や受診日時を予約することもできます。

その後、病状が安定した場合には、再びかかりつけ医に診ていただくというように、市立病院とかかりつけ医の役割分担が進めば、長時間お待たせすることなく受診していただけるようになります。

このような取り組みのことを厚生労働省では「病診連携システム」と呼び、積極的に推進しています。

かかりつけ医からの紹介予約制度や病診連携システムについて詳しくは、市立病院「地域医療相談室」へお問い合わせください。

●市立病院 地域医療相談室
☎ 343175 (内線) 3030
また、身近な「かかりつけ医」のケースは、小田原医師会「地域医療連携室」にお問合せください。



COLUMN

医師臨床研修推進特区の状況

平成16年4月から、医師法の改正により医学部卒業後2年間の臨床研修が義務付けられました。

臨床研修指定病院である市立病院では、構造改革特区の認定を受け、地方公務員法で最長1年間とされている臨時的任用のできる期間を2年間に延長し、地域医療の担い手となる医師の育成を進めています。

既に、該当する研修医1人を任用し、平成17年度には2年目の任用期間に入ります。

また、平成17年4月には、新たに2人の研修医を任用する予定です。



●小田原医師会地域医療連携室
☎ 470833 493766
Eメール odif@ritron.ocn.ne.jp
ホームページ
<http://www.odawara.kanagawa.med.or.jp>

行革ニュース第11回

市民の皆さんが選んだ事業に 1億円を配分します

広報おだわら2月1日号でお知らせした市民アンケートに基づき、市民税の1%相当額、約1億円を配分する事業予算案が決まりましたので、報告します。

● 行政経営室 ☎331305

アンケートでは、市民の皆さん約3,000人に、優先して予算配分すべきと思う事業分野を選択していただき、下表のような回答内容となりました。

回答内容の内訳
回答数1,775人(回収率61.5%)

① 高齢者福祉の充実	22.5%
② 介護保険サービスの充実	17.7%
③ 子育て支援策の充実	14.7%
④ 学校教育の充実	14.5%
⑤ 魅力ある都市・まちなみづくりの推進	13.1%
⑥ 道路の整備	10.6%
⑦ 商工業の振興	6.9%

高齢者福祉・介護保険サービスの充実

① サービスが利用しやすいようになるよう、介護保険の相しや、高齢者の健康づくりのための情報提供を充実します。

予算額2,500万円

② 転倒による骨折の予防や運動機能回復のため、高齢者の筋力トレーニングを支援します。

予算額2,400万円

子育て支援策の充実

③ 小児医療費助成の期間を計画よりも前倒して拡大します。

予算額3,000万円

5歳の誕生日までとなっているお子さんの通院時の医療費助成を、計画を早めて拡大し、10月から6歳の誕生日までとします。

市では、市民の目線にたったメリハリのある予算配分をすることで、皆さんに納税意識を高めていただきながら、協働してまちづくりを進めていくことを目指しています。

今後、皆さんに、選択の効果を実感していただけるよう、事業の結果について、お知らせしていきます。

学校教育の充実

④ 健康を重視した教育環境を整えるため、全ての小・中学校の保健室に冷暖房機を設置します。

予算額2,700万円

アンケートへのご協力ありがとうございました。

おだわらインフォメーション

Celawara Information

地震の被害と地形・地質との 関係について(第4回)

● 県温泉地学研究所 ☎233588

今回は、市内の地形や地質に関連した地震災害について、県西部地震が発生した場合の被害想定をもとに説明します。

も早く海岸を離れ、高台やビルの上の階へ避難しましょう。

今回は県西部地震の被害想定を解説しましたが、今後数百年以内に県内に被害を与える地震は、M8クラスの東海地震や南関東地震など、M7クラスでは三浦半島の活断層の地震などが想定されています。



新潟県中越地震によって道路の陥没が起こりました。

この強い揺れにより、家屋の倒壊、地盤の液状化現象、崖崩れなどの被害が生じます。酒匂川沿いや早川河口、中村川の流域では、地下水位が高いことや地盤が砂層などで形成されていることから、地盤が液状化する可能性があります。それにより、ビルや橋梁が沈下したり、地下埋設管やマンホールなどが浮き上がったります。本市の東側の大磯丘陵や西側の箱根山地の傾斜地では、崖崩れや地滑りなどが発生する可能性があります。また、建物の被害だけでなく、道路や交通網の寸断により孤立地区が生じることも考えられます。

これからの地震から身を守る方法のひとつは、災害が発生した場所や被害の事例などから多くの教訓を学ぶことです。温泉地学研究所では、新潟県中越地震の被害写真の掲示や講演などで、地震災害軽減へ向けた活動をしていきます。県西部地域での最近の地震活動のまとめについては、温泉地学研究所のホームページをご覧いただけます。

県西部地震の震源が海域を含む場合は、津波の第1波が地震発生直後に到達します。海岸では、津波警報の発表が間に合わず、季節によっては、多数の遭難者が発生する可能性があります。揺れを感じたら、一刻

文末となりましたが、新潟県中越地震やスマートフォン地震によって亡くなった多くの命がたがたのご冥福をお祈りします。

http://www.pref.kanagawa.jp/ostrese/05/0325/

PRIOメール 政策総合研究所通信

平成16年度政策総合研究所研究報告会を開きます。

◎政策総合研究所 〇33 1 3 1 5

政策総合研究所では、今年度、二つの研究グループが地域に入り、行動しながら研究を進めてきました。「地域コミュニティ研究グループ」は、下曽我地区などをモデルに、身近な地域の問題を土地柄に合ったやり方で解決する方法を探りました。「マル徳交流グループ」の社会実験では、小さなグループなど、その活動の特徴に応じた助け合いのあり

方を探ってきました。こうした今年度の活動成果をとりまとめた研究報告会を行います。

日時 3月27日(日)

13時30分～15時30分

場所 市役所大会議室(市役所7階)

内容 マル徳交流グループと地域コミュニティ研究グループの研究報告

※申込不要



＜地域コミュニティ研究グループが行った下曽我地区での公開研究会＞ 地元の若手10人とともに住民のかたの意見を聞きながら議論を進めました。



＜マル徳参加者により行われた海岸清掃＞ 地域の悪い場をきれいにする活動のきっかけにマル徳が使われ、約30人の参加者が清掃に汗を流しました。

おだわらインフォメーション

Okiawara Information

「パソコンボランティア」活動中!

①丁推進課 〇33 1 2 6 4

さがみ信用金庫パソコン倶楽部
代表者…末永卓也
間 24 3 1 8 2

最近、パソコンやインターネットを使って便利な生活を送っているかが増えていて、一方で、パソコンを始めたくても学ぶ機会に恵まれないかたがいることも事実です。そのような中で、パソコンを趣味としていたかたが集まって、初心者などを対象にした講習会を開くなど、楽しく活動しているボランティア団体(パソコンボランティア)があります。パソコンボランティアにできることには限りがありますが、小さな活動かもしれません、活動のイメージをつかんでいただければと思います。

おだわら市民活動サポートセンターで
インターネット!!

◎市民活動サポートセンター
〇228001

このたび、サポートセンターにインターネットも利用できるノートパソコン18台を整備しました。

市民活動での情報収集や文書作成などはもちろん、パソコンボランティアが行う講習会にもご利用できますので、ご利用ください。貸し出しもできます。

きらめき☆市民
教授に登録して、これからパソコンの
基本を学びたいと
いうかたを対象に、
超初級講習会コー
スを行っています。
「パソコンの基本か
ら一緒に学びませんか」



特定非営利活動法人パソコンサークル

代表者…平井俊春

間 0 9 0 6 5 2 3 1 8 1 8

障害者や高齢者が自立した生活を送れるよう、公共施設を利用して、月一回、講習会などを開いています。



「IT化が進む中で、情報技術を活用できない障害者などの情報弱者が増加しており、情報格差(デジタルバイド)の解消が必要です。」

(新) 個人情報保護条例がスタートします!



高度情報通信社会の発達により、個人情報の利用は著しく拡大しています。

そこで、本市では、個人情報の保護制度を見直し、4月1日から新しい「小田原市個人情報保護条例」がスタートします。

◎行政総務課行政情報センター ☎33-1288

個人情報を保護するために平成4年に制定した個人情報保護条例を全面的に改正し、新たに個人情報の利用停止請求権や死者情報の開示請求権、市の職員や受託業者への罰則などを盛り込みました。

新条例の主な内容は次のとおりです。これからも個人情報をより適正に取り扱う市役所を目指していきます。

市民の皆さんの権利利益の侵害を未然に防ぐために、盛り込まれた主な項目

① 土地開発公社も対象に

土地開発公社が保有する個人情報も、個人情報保護条例の対象とします。

② 受託業者の責務

個人業務を受託した場合は、その契約で個人情報を通じ取り扱うために必要な取り決めを作り、漏えいや滅失などの防止に努めなければなりません。また、業務で知った情報を不正に他人に知らせたり、不当な目的に使用することも禁止します。

③ 死者情報の開示請求権を設けます

亡くなられたかたの個人情報には、従来、開示請求権の規定がありませんでしたが、相続人に限り、開示の請求ができるようになります。

④ 利用停止請求権を設けます

自分の個人情報が個人情報保護条例に違反して収集されたと判断したときは、だれでも利用停止や消去の請求をすることができます。

また、個人情報保護条例に違反して利用、提供されていると判断したときは、利用や提供の停止を請求することができます。

⑤ 出資団体の責務

市が出資している団体が保有する個人情報も、適正に取り扱われるようにするための規定を設けました。

⑥ 苦情処理

個人情報の取扱いに関する苦情は、適切、迅速に対処するようになります。

⑦ 罰則を設けます

市の職員や市からの受託業者が、正当な理由がないのに、個人情報を提供したり、職権を濫用して、不正に個人情報の収集を行ったときなどに、最高で2年以下の懲役や100万円以下の罰金とする罰則を設けました。

なお、なりすましなど不正な手段により、他人の個人情報の開示請求をした者は、5万円以下の過料とする罰則も設けました。

新しい小田原市個人情報保護条例の本文は、行政情報センター(市役所4階)でご覧になれます。また、行政総務課のホームページにも掲載しています。
http://www.city.odawara.kanagawa.jp/gyousei_soumu/index.html

本市のホームページ中の“条例と規則”にも掲載されています。

小田原 彩時記



総合計画審議会が
後期基本計画案への答申を提出

◎企画政策課 ☎33-1405

総合計画審議会が進めていた「ビジョン21おだわら」後期基本計画(計画期間、平成17年度～22年度)案の審議がこのたび終了し、2月8日に、今村洋一会長と富川正秀副会長から小澤市長に答申が提出されました。

答申では、後期基本計画案を「今後6年間のまちづくりを見通す総合計画として概ね妥当である」としながらも、「今後の市政運営にあたっては、協働、情報公開、説明責任の3つの視点を重視すべき」と述べています。

市では、答申を受けて最終調整を行い、平成17年度から後期基本計画をスタートさせます。

西さがみ連邦共和国
中国人訪日観光客誘致事業

広東省・広州市訪問記

文 小澤良明

昨年十一月下旬、西さがみ連邦共和国（小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町）の中国人訪日観光客誘致事業で箱根町長等と共に広東省広州市へ出かけた。北京、上海に次いで三年目となる。孫文の故郷で「食は廣州にあり」が売りの広州は、重慶、北京や洗練された上海とはまた違った荒々しい程の発展途上の開発の中にあつた。

十一月二十四日午後、ホテル到着後荷をほどく間もなく広東省旅遊局、次いで広東国旅国際旅行社を訪問。そして夜は広東省人民対外友好協会主催の歓迎宴。

二十五日は広東省教育庁、広之旅国際旅行社、広東省中国旅行社、広州市旅遊局、ホテルへ戻って観光プロモーション会議場の設営に汗を流し、いよいよ緊張の本番。新しく制作した西さがみ各地の魅力満載のビデオ上映、そして私と箱根町長との訪日大歓迎のアピール。省・市の幹部と多くの指定旅行社の参加を得て予想以上の盛況で大変有意義な話客説明会となった。

二十六日、広州市人民政府、広州市外事弁公室を表敬訪問、いかにも才色兼備という感の王副市長と会議。広州市教育局、広東省人民政府、広



観光説明会

東省外事弁公室、JTBコンサルティンク広州と各所にて意見交換。

二十七日、第一回の北京以来毎回随行して難しい中国側との折衝を一手に引き受け、今回も大きな成果に繋げていただいた中日友好協会の方々と、広東省人民対外友好協会との意見交換。午後帰国の途へ。交換した名刺の厚さ1cm以上、とにやがてせき切つてとしか言いようのない強行スケジュールであつた。

どこへ行っても意欲満々で、それだけに対日観光でのネックや問題点

の指摘、そして受入れ側の私達への注文や提言には鋭いものがあつた。プラスの意見は、日本は伝統文化と現代文化が上手く融合して魅力の東京（大都会、デイズニールランド）、最先端の電気製品、新幹線、富士山、温泉が人気。マーケットとして潜在力に満ちている。日本市場の開拓に自信を持っている。形態も今後は個性化、多文化化する。西さがみの地元旅行社とのネットワークが欲しい、等々である。

マイナスの意見は、日本側のPR努力が全く足りない、情報不足。値段が高い。航空便が少ない。ガイド不足と中国語のレベルが低い。ビザの取得に時間がかかる。コースが単調。ホスピタリティーに欠けている。食事に慣れない（冷たいもの、生ものへの抵抗、量が少ない等）。和室の多人数一続きは連続はダメ等々である。特に修学旅行等の関係者は、日本の教育委員会や生徒連との交流を強く望み、ホームステイや学習機会を増やしたい、一人つ子政策の影響で大事な子供を外国に出すことに強い不安感を持つ親が多い、安全問題が重要、等の指摘があり、近い内に事前調査の校長団を箱根、小田原に送りたいとの嬉しい言葉もいた。

JTBの調査によると日本訪問の目的の第一は文化、歴史建造物の見学（城、寺院、仏閣、街並みなど）だそうである。いずれにしても景勝地箱根のみならず城下町小田原観光も今後の友好交流と粘り強い誘客活動の必要性を強く実感させられた今回の訪問であつた。



多くの感動を残し、
小田原映画祭閉幕!

◎広報広聴室 ☎33-1261

小田原で初めての映画祭「小田原映画祭シネマトピア2005」が2月6日に閉幕しました。話題作・名作などの上映をはじめ、初日の崔洋一監督トークを皮切りに、3日間にはわたる多彩なゲストによるトークは感動の連続でした。

また最終日にはショートフィルムコンテスト授賞式で、コンテスト2部門の入賞作品を発表。最初に携帯ミニミニムービー部門、続いてショートフィルム部門が審査員の山田太一さん、阿藤快さん、小笠原清さん、いしいそのさん、小笠原清さん（小田原映画祭実行委員長）によって発表、表彰されました。記念すべき第1回目のグランプリに輝いたのは「ユウナのちいさなおべんとう」の石出裕輔監督（千葉在住）。「これからも心こる作品を作り続けたい」と受賞の喜びを語りました。

小田原映画祭は、2年に1度開催します。次回をお楽しみに。

滞納整理の取り組み状況

平成16年度の本市一般会計歳入予算のうち、

市税の割合は約52%を占めています。

市税は本市が行うさまざまな事業の費用面での中心となるものです。しかし、厳しい経済状況などで、市税を滞納されるかたが増えています。

本市の徴税の現状はどうなのでしょう。

☎収納課 ☎33-1345

本市の取り組み

現在本市では、「滞納整理管理システム」を導入し、各種情報の管理一元化や事務処理の効率化を図り、滞納整理を進めています。

国税局OBの「徴収指導員」を任用し、研修などによる職員の資質向上や実務上の指導・助言を受けて、効果的な滞納整理の取り組みとともに、県税事務所と人事交流を行い、差押え財産の公表ノウハウや滞納整理の情報交換をしています。

また、「滞納整理強化月間」を設定し、平日の時間延長や休日の窓口開設などで納税相談や納税機会の拡大を行っています。

※滞納整理強化月間中の時間延長や休日窓口開設の日時については、「随時」広報「おだわら」でお知らせします。

市税の滞納に対する特別措置に関する条例

本市では、悪質な滞納者への行政サービス上の制限や氏名公表を盛り込んだ全国初の条例を平成12年から施行しています。

現在まで、氏名公表をした例はありませんが、条例に基づく市税滞納審査会を毎年開催し、個別の滞納事案について研究・検討を行い、それらの意見を参考に滞納整理を進めています。

また、滞納者に対する行政サービスを制限することで、納税者との公平性を保ち、滞納の抑制を図っています。

※制限している行政サービスや許可市営住宅入居募集、低公害車購入補助金、勤労者住宅資金利子補給 など

滞納者への徴税手続き

市税は、収入や資産に応じて負担するもので、ほとんどのかたは納期限までに納付していただいています。しかしながら、納期限までに納付されなかつたには、文書による催告や職員が自宅や勤務先に電話、訪問をし、納付を促しています。

再三の催告にもかかわらず納付されない場合は、他の納税者との公平性を保つため、法律に基づき財産不動産、預貯金、給付、生命保険などを調査し、滞納処分として、差押えをします。差押え後もなお滞納が続く場合は、

差し押えた財産の公表や取り立てを行い、その代金を滞納している市税にあてます。

※差押え・公表の実施状況

昨年度は、年間で66件の差押えを行い、14件の電話加入権の公表や預貯金の取り立てを行いました。

平成17年2月8日には、県と共同で差し押えた不動産の公表を行いました。



納期限内の納付が困難な場合は
お早めに納税相談を!!!

特別な事情により、納期限内の納付が困難な場合は、お早めに納税相談にお越しください。職員が事情をお聞きし、納税方法などの相談をお受けします。

◆◆ 税ニュース ◆◆

入湯税を課税します

市内の鉱泉浴場(温泉施設)を利用されるかたに、4月1日から入湯税を課税します。



入湯税は、その使いみちが定められている目的税で、観光振興や環境衛生・観光・消防などの施設を整備するための貴重な財源になります。

税額は、1人1日につき、宿泊を伴う場合は150円、宿泊を伴わない場合は100円で、各施設の利用料金と一緒に支払うことになります。

なお、年齢が12歳未満のかた、共同浴場・一般公衆浴場を利用するかた、入湯料金が1,200円以下の場合などは課税しません。

軽自動車などをお持ちのかたへ ～廃車手続きは3月中に～

軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車やオートバイをお持ちのかたに1年分が課税されます。

すでに車両がない場合でも、廃車や譲渡の手続きが終わっていないと、毎年税金がかかりますので、3月末までに手続きをしてください。

なお、盗難にあった場合は、警察への届け出とは別に、市役所での手続きが必要になります。

車種により管轄が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

東京駅から新幹線でわずか40分足らず。しかし、昔は江戸から二日間を要しました。今と昔は随分と差がありますね。昔を想像しながら登城してみませんか。

昔の登城ルートを歩く②の丸御殿へ

藩主の命令を受け江戸の小田原藩上屋敷を出発した藩士一行は、東海道を一路小田原に向かい、「二日目」ようやく城下町の入口である「江戸口見附」を通り抜けます。今は国道1号線の浜町歩道橋がある場所に、城下町の東の出入口を警護する重要な門があったのです。

そして、その両側には城下町を取り囲む、戦国時代に築かれた大きな土塁が連なっていました。新玉小学校南側に残る「蓮上院土塁」はその名残です。「ここを通れば小田原城下、やっつとふることに着いた」と思ったことでしょう。翌日は、いよいよ登城です。今は鐘つき堂になつている大手門から城内に入りますが、市民会館東側の国道1号線は「御成道」といって、当時は將軍家の専用道路。藩主も通行をはばかったそうです。他の者は洗手口、今のなりわい交流館前から大手口に向かいました。

大手門から三の丸に入り、両脇の家老屋敷を眺めながらお堀端に着くと、正面に二の丸閤櫓が見えます。左手の馬出門土橋（めがね橋）を渡り、馬出門をくぐり馬屋曲輪に入ると住吉松という松があり、その向こうには、銅門がそびえ立ちます。小田原城の大手の勇壮な光景を久しぶりに目の当たりにするの勇持も引き締まったことでしょう。銅門を



銅門

とおり、二の丸広場にあった御殿へ出向いて用を済ませます。二の丸御殿は、藩主が小田原に帰城したときの住まいであるとともに、藩の政庁でもあったのです。

昔の登城ルートを歩く①天守へ

その後、天守の番を仰せつかつている古い友人を訪ねることにしました。今は葛蒲が植えられていますが、当時はとても深かった本丸堀にかかる常盤木橋を渡り、坂を登ると常盤木門。そしていよいよ本丸です。今は動物

園がありますが、かつては三代將軍徳川家光が宿泊した本丸御殿がありました。しかし、元禄の地震で焼け落ちた後、その後には本丸の七本松が熟つてその跡を見下ろしているだけです。現在の本丸のクロマツはこの七本松の子孫と言われています。

友人が、普段は厳重に閉ざされた天守の点検に行くというのでこっそりついて行きました。最上層から城下を一望し、気持ちを新たなものになりました。恵み豊かな相模湾と緑豊かな箱根山の稜線は、今も昔も変わりません。

天守と八幡山



このお話はまったくの創作ですが、もしかしら江戸時代に本当にこんなことがあったかもしれません。皆さんも小田原駅からお堀端通りに回って、江戸時代を思い浮かべながら、馬出門土橋から登城してみませんか。

本市では、小田原城をかがえのない郷土の遺産として永久に保存し後世に伝えていくとともに、皆さんが当時のことを思い浮かべやすいように残された遺跡を着実に整備していきたいと考えています。

小田原城が幾多の変遷を経ながらも今日に伝えられたのは、私たちの先人が大切に守つてきてくれたからです。私たちが次の世代へと大切に引き継いでいきたいですね。

小田原城 今昔物語

小田原城の「いま」と「むかし」をご紹介します。このシリーズ。最終回は、江戸時代にタイムスリップして小田原城に登城しましょう。◎文化財保護課 ☎33-1717

本市が2月1日から

景観行政団体に

平成5年度に「小田原市都市景観条例」を施行し、景観行政に取り組んできた小田原市。よりきめ細かい景観行政を旨とし、景観行政団体になりました。

●都市計画課 ☎331573

景観行政団体とは、地域の特徴に対応した景観計画を定めたり、建築物のデザインや色団体を規制できるようにする地方公共団体。昨年6月に成立した「景観法」により、都道府県の同意があれば「景観行政団体」となることができるようになりました。景観行政団体になると、景観計画に基づき、きめ細やかな規制や誘導方針に取り組むことができます。本市では、昨年12月17日の法施行前より県との協議を進め、施行と同時に同意を得て2月1日から景観行政団体にとなりました。

今後は、豊かな自然や歴史的資産を生かしながら、快適で個性ある美しい都市に育てていくため、色彩や屋外広告物などのあり方について市民の皆さんのご意見を伺いながら検討を進め、景観法に基づく制度への移行作業を進めています。

なお、景観法では市民の皆様からご意見を募集できる制度も創設されましたので、ご不明な点はご連絡ください。



文化・まなびのスポット

市民学習フロアがオープン

文化・学びの活動の場として、気軽に仲間が集まれる「市民学習フロア」が、3月19日(土)、小田原駅前ビル(旧丸井ビル)



4階にオープンします。

3月分は、施設を知ったたくため、特別展示、記念講座などを開きます。ぜひお越しください。

●オープニングセミナー

日時 3月19日(土)11時

●オープン記念特別展

【仮】小田原文化展

日時 3月19日(土)30日(水)
9時～18時(19日は10時)

●小田原銀座商店会が

「地域づくり総務大臣表彰」を受賞

小田原駅近くの小田原銀座商店会が、人々のふれあい・コミュニケーションをテーマとして行った地域全体の振興のための先駆的な取り組みが評価され、平成16年度「地域づくり総務大臣表彰」を受賞

しました。

●生涯学習課 ☎331721

●4・5・6月の学習室などの使用申請受付日時 3月18日(金)8時30分から整理券を配布、9時から抽選します。

※当日は、使用目的別に①展示 ②文化・学習活動 ③会議そのほかの順に抽選します。

※使用料は有料の予定です。また、営利目的、政治活動などには使用できません。詳しくはお問い合わせください。

●オープン記念講座

期日 3月19日(土)21日(休)

小物作りなど気軽に参加できる講座を行います。詳しくはお問い合わせください。

●産業政策課 ☎331511

評価を受けた事業は、①高校生チャレンジショップの支援(商店会の教育コミッション事業の一環)、②市民などの情報交流の場として銀座情報プラザを開設③商店街の風景などを題材とした

強化しています。

新作童謡のCDプレゼント

昨年開いた「第2回全国童謡フェスティバル」で誕生した新作童謡が、ふしぎ2さんの「はっぴはっぴ」が、第1回最優秀作品の「なすみがかる」「二つもの道」、さらに北原白秋の童謡を収録したCDが完成しました。



そこで、50人に、CDをプレゼントします。なお、申込多数の場合は、抽選とします。

応募方法 3月18日(金)まで(消印有効)に、はがきに住所・氏名・電話番号・CD希望と書いて郵送。
〒250-0855

小田原市教育委員会生涯学習課

「街なみ再発見!展」を中心とした銀座まちかどギャラリーの開催です。

市では地域に根ざした商店街の活性化を支援する仕組みとして、「小さな核市街地づくり推進プロジェクト」を設置するなど、魅力ある地域商店街の再生に向けた取り組みを強化しています。



中心市街地

活性化フォーラム事業を

展開しています



小田原の文化的・歴史的資源を掘り起こし、中心市街地の魅力の再確認を図る活動を通して、中心市街地のまちづくりへの関心を高め、今後の活動の方向性を探る「中心市街地活性化フォーラム事業」を国の支援を受けて行っています。

◎産業政策課 ☎331519



本市ではこれまで、「中心市街地活性化フォーラム事業」の一環として、小田原宿なりわい交流館などを舞台に、小田原に伝わる四季の行事を再現する「なりわい歳時記再現事業」など、さまざまな「まちづくり活動支援事業」を行ってきました。

3月12日(土)には、これら事業の集大成となる「中心市街地活性化フォーラム」を開きます。皆さんのお越しをお待ちしています。

①街かど博物館販売キャラバン

首都圏で直接、街かど博物館のPRや小田原の都市セルスなどを行うとともに、来場者から見た「小田原のイメージ」などの調査を行い、その結果を「中心市街地活性化フォーラム」で活用します。

東京・日本橋(滝の広場)をメイン会場として、街かど博物館と日本橋両関係者が連携して「東海道五十三次」日本橋・小田原なりわい交流まつり」を開きます。



「東海道五十三次」日本橋・小田原なりわい交流まつり」日時 3月6日(日)11時～16時
場所 東京・日本橋(滝の広場)など
内容 ①取扱商品の展示・販売
②職人技の実演
③体験コーナー

◎小田原のPRコーナー

②中心市街地活性化フォーラム

まちづくり活動支援事業を担当した団体に、活動報告やまちづくりへの提案をしていただきます。

また、専門家から中心市街地が持つ歴史・文化資源を生かしたまちづくりの講演をいただき、皆さんと一緒に今後のまちづくりの方向性を考えます。

日時 3月12日(土)13時～16時
場所 市民会館

内容

①基調講演

「(仮題)古い歴史や文化を今に生かすには」
梅原デザイン事務所
デザイナー 梅原真真さん

②街かど博物館応援コンペティションの総合クランプリ・優秀賞の発表



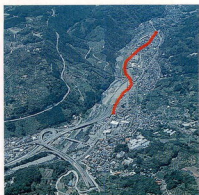
③各まちづくり活動支援事業の活動報告
◎なりわい歳時記再現事業
(小田原やんべえ倶楽部)

◎街かど博物館ネットワーク事業
◎中心市街地魅力スポット・豆知識ブック作成
(小田原まちづくりネットワーク)

◎「フォーラム・車座」
来場のかたがたとコーディネーター
梅原真真さんによる意見交換

◎体験コーナー

◎小田原のPRコーナー



国土事業促進課 ☎331529
 国土交通省横浜国道事務所
 ☎045-316-3535

小田原箱根道路 一部開通!!



都市計画道路国道1号小田原箱根線(小田原箱根道路)の一部が開通します。

この道路は、交通混雑の著しい国道1号の風祭地区から箱根町山崎地区の約2.2kmの区間に、国道1号のバイパス道路として、平成8年から国土交通省横浜国道事務所により建設が進められてきましたが、このたび、現在の箱根IC(風祭区内)から箱根新道に直結する部分が開通することになりました。

開通に先立って、2月12日にイベントが行われました。

招待された小学生の皆さんは、道路に「らくがき」したり、道路清掃車などの試乗体験をして、開通後は絶対できない、道路上での遊びを楽しみました。

今回の一部開通により、箱根新道へは箱根ICから乗入れ可能となり、慢性的な交通混雑の緩和が期待されます。

なお、開通は3月末の予定です。



開通イベントで道路に絵を描く、市内大窪小学校、箱根町湯本小学校の皆さん

心におみやげ、
見つけて小田原。